

外国人雇用 Q&A 雇用主ver 表



外国人を募集したい場合に、どのような点に気をつければよいでしょうか。



在留資格によって就労の可否が異なるため、募集にあたっては、
就労可能な在留資格を保有している者を対象とすることが望ましいです。
また、外国人に対しても労働関係法令が適用されるため、適切な労働条件を提示する必要があります。



面接の結果、外国人を雇用しようと考えていますが、どのような点に気をつければよいでしょうか。



在留カードの確認が必要です。在留資格や在留期間、就労の可否を必ず確認し、
不法就労にならないよう注意してください。また、採用後は外国人雇用状況の届出が必要です。



外国人を雇うとき、旅券を確認しなくても在留カードだけ確認すれば良いですか。
事業主として在留カードのどこに注意して雇用すればいいのですか。



旅券よりも在留カードが重要です。在留カードには「在留資格」「在留期間」「就労制限の有無」が記載されています。
「就労不可」や「指定された活動に限る」などの記載があれば注意が必要です。



入管法上、内定した外国人がわが社の営業職として就労して問題がないという証明はありますか。



外国人本人が「在留資格変更許可申請」を行い、認められた場合に就労が可能です。
事業主としては、在留資格の確認とその業務との合致が必要です。



外国人の在留に関して身元保証人になった場合、その責任の範囲はどこまで問われるのでしょうか。

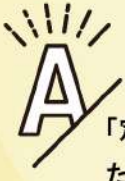


身元保証は法的強制力のある義務ではありません。
道義的な責任であり、保証人が何かの責任を負うことにはなりません。

外国人雇用 Q&A 雇用主ver 裏



日系人は就労に制限がないのですか。



「定住者」の在留資格を持つ日系人には就労制限はなく、ほとんどの業種で働くことができます。ただし、個別の事情によっては例外もあるため、在留カードで確認してください。



卒業予定の留学生を正社員として採用したいのですが。



留学生が就労するには、「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格への変更が必要です。採用内定後、入管への申請を本人が行い、許可を得る必要があります。



大学や専門学校で学ぶ留学生が、卒業までに日本で就職が決まらなかった場合、そのまま日本に滞在して就職活動ができると聞いたのですが、就職活動ができる期間はどのくらいですか。また、在留資格は何になりますか。



「特定活動」の在留資格に変更することで、卒業後最大1年間の就職活動が認められます。学校からの推薦状が必要です。



「特定活動」の在留資格を持つ外国人が面接にきました。日本国内で適法に就労できるかどうかはどのように確認したらよいのでしょうか。



「就労可」と記載されていれば就労可能ですが、「指定された活動に限る」などの記載がある場合、その範囲内でしか働けません。在留カードを確認してください。



外国人労働者が帰化しました。その際に何か届出は必要ですか。



必要です。「帰化により外国人でなくなった旨」の離職届を公共職業安定所に提出する必要があります。



外国にルーツがある人々への支援活動応援助成

外国にルーツがある人々への支援活動応援助成 第5回助成を使用して活動を行っています。